

青谷都市計画区域都市計画道路の見直しについて

令和2年1月15日
鳥取県鳥取県土整備事務所

県では、長期未着手となっている都市計画道路の見直しを進めており、見直しが必要と認められる路線については、関係市町村や周辺住民等の意見を聞いたうえで存続、変更、又は廃止等の手続きを行うこととしています。この度、青谷都市計画区域に係る都市計画道路の見直しについての説明会を開催します。

1. 都市計画道路見直しの背景

近年、少子高齢化の進行に伴う人口減少や公共事業費の縮減など社会情勢が大きく変化しており、現在の計画が将来の都市に必要な道路網となっているか検証し、必要であれば速やかに見直すことが求められています。

また、全国では都市計画道路として計画決定することで、計画範囲内の個人の所有地に一定の建築制限が課されることから長期未着手の都市計画道路に関する訴訟が起こされ、行政側が敗訴した事例も発生しています。

2. 県内の都市計画道路見直しの状況

平成27年3月に鳥取県が「鳥取県都市計画道路見直しガイドライン」を策定し、必要性・実現性の観点から、存続・変更・廃止の評価を実施し、評価結果が変更・廃止となった路線・区間について順次、見直しを行っています。

<変更・廃止に至ったケース>

- ・平成26年 <鳥取市> 1路線3箇所を廃止
- ・平成27年 <中部県土> 1路線の一部区間を廃止
- ・平成28年 <琴浦町> 2路線を廃止
- ・平成29年 <西部県土> 2路線の廃止
- ・平成30年 <中部県土> 1路線の一部区間を廃止

3. 今回見直し路線の概要

路線名：3・4・2号相屋線

経緯：昭和44年 5月 2・3・3 鷲縄手岩本線として当初決定

昭和46年12月 3・5・1 相屋線に名称変更

平成 4年 9月 3・4・2 相屋線に変更（幅員変更、ルート変更等）

見直し内容：一部区間の廃止（青谷町青谷～井手の延長1,540m区間（未着手区間））

4. 説明会の開催

(1) 日時：令和2年3月10日（火） 午後7時より（1時間程度）

(2) 場所：青谷総合支所 第2会議室

